

C101 在宅自己注射指導管理料			
【項目の見直し】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 複雑な場合 1,230点</li> <li>2 1以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 月3回以下の場合 100点</li> <li>ロ 月4回以上の場合 190点</li> <li>ハ 月8回以上の場合 290点</li> <li>ニ 月28回以上の場合 810点</li> </ul> </li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 複雑な場合 1,230点</li> <li>2 1以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 月27回以下の場合 650点</li> <li>ロ 月28回以上の場合 750点</li> </ul> </li> </ul>
【注の見直し】	注2 初回の指導を行った日の属する月から起算して3月以内の期間に当該指導管理を行った場合には、導入初期加算として、3月を限度として、500点を所定点数に加算する。	→	注2 初回の指導を行った日の属する月から起算して3月以内の期間に当該指導管理を行った場合には、導入初期加算として、3月を限度として、580点を所定点数に加算する。
C101-3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料			
【注の見直し】	注 妊娠中の糖尿病患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。	→	注 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。
C103 在宅酸素療法指導管理料			
【点数の見直し】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 1,300点</li> <li>2 その他の場合 2,500点</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>520点</li> <li>2,400点</li> </ul>
C106 在宅自己導尿指導管理料			

<p>【注の見直し】</p>	<p>注2 カテーテルの費用は、所定点数に含まれるものとする。</p>	<p>→</p>	<p>注2 第2款に定めるものを除き、カテーテルの費用は、所定点数に含まれるものとする。</p>
<p>C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法 指導管理料</p>			
<p>【項目の見直し】</p>	<p>250点</p>	<p>→</p>	<p>1 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1 2,250点 2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2 250点</p>
<p>C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理 料</p>			
<p>【名称の見直し】</p>	<p>在宅悪性腫瘍患者指導管理料</p>	<p>→</p>	<p>在宅悪性腫瘍等患者指導管理料</p>
<p>【注の見直し】</p>	<p>注 在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定する。</p>	<p>→</p>	<p>注 在宅における鎮痛療法又は悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定する。</p>
<p>C115 在宅植込型補助人工心臓 (拍動流型) 指導管理料</p> <p>【削除】</p>	<p>6,000点</p> <p>注 第10部手術の通則第4号に規定する区分番号K604に掲げる植込型補助人工心臓(拍動流型)に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、体内植込型補助人工心臓(拍動流型)を使</p>	<p>→</p>	<p>(削除)</p>